

(平成23年8月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を昭和62年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月1日から同年11月1日まで

私は、A社に勤務し、昭和62年10月1日付けで同社からB社への転勤辞令を受けたが、実際には業務の引継ぎを終了した同年11月1日にB社に異動した。

しかし、国（厚生労働省）の記録では、申立期間は厚生年金保険の未加入期間となっており、これは異動の際の事務手続の誤りと考えられるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚、A社から提出された従業員名簿、同社及びB社の申立期間当時の社会保険事務担当者の証言により、申立人はC社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社の従業員名簿によれば、申立人は昭和62年10月1日付けで異動した旨記載されていることが確認できるものの、上述の同社の社会保険事務担当者は、「申立人は、転勤辞令が出た後も申立期間において業務の引継ぎのため、当社で勤務し、その後、B社に異動した。」、B社の社会保険事務担当者も、「申立人は申立期間において、A社からB社に転勤した。」と証言していること、及び戸籍の附票により、同年10月30日に新たな住所地に転入の届出を行っていることが確認できることから、同年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 62 年 11 月の社会保険事務所（当時）の記録から、19 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B 社は既に廃業しているため、事業主に確認することはできないが、社会保険事務所の記録における同社の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和 62 年 11 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年7月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月5日から49年1月21日まで

私は、昭和48年7月5日にA社に入社し、同社が経営するレストランで勤務していたが、国（厚生労働省）の記録では、49年1月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることになっている。

しかし、私と同日に入社した同僚は昭和48年7月5日に被保険者資格を取得しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚及びA社の申立期間当時の給与担当者の証言により、申立人が申立期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上述の給与担当者は、「A社では、社員の意思に関係なく、入社したらすぐに厚生年金保険に加入させ、給与から厚生年金保険料を控除しており、申立人についても、入社してすぐに給与から厚生年金保険料の控除を始めた。」と証言している。

さらに、申立期間にA社において厚生年金保険の加入記録が確認できる7人のうち5人の同僚は、「A社における勤務期間と厚生年金保険の加入期間は一致している。」と回答している上、「一致しているか否か分からない。」と回答している二人の同僚については、厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和48年7月1日及び同年7月28日となっており、同社が経営するレストランの開業時期は同年7月であることから判断すると、入社時期と厚生年金保険の被保

険者資格取得時期は、ほぼ同時期であることが推認でき、同社においては、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 49 年 1 月の社会保険事務所（当時）の記録から、11 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に閉鎖されており、申立期間当時の社会保険事務担当者も死亡しているため確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年4月から同年6月まで

私は、就職の際に会社代表者に厚生年金保険に加入するよう要望し、同保険に加入するまでの間は、職場近くの市役所本庁か、支所で国民年金保険料を納付した記憶があるので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付時期、納付場所及び納付金額についての記憶が曖昧である上、「私は、市役所から届いた年度当初の国民年金保険料の納付書で毎月納付していた。過年度保険料の納付は行ったことはない。」と述べているが、申立人に係る被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、申立期間の保険料は、未納となっており、同申立期間の過年度保険料の納付書が昭和59年8月に社会保険事務所（当時）から送付された旨が記載されていることが確認できる。

また、申立人は、「常に私の国民年金保険料と一緒に夫の保険料も私が納付していた。」と述べているが、申立人の夫も申立期間の保険料は未納となっている上、夫に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から57年8月までの期間、58年9月から59年1月までの期間、同年6月から63年3月までの期間及び同年4月から平成8年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年3月から57年8月まで
② 昭和58年9月から59年1月まで
③ 昭和59年6月から63年3月まで
④ 昭和63年4月から平成8年1月まで

私の国民年金保険料は、私の兄や元妻や、私自身が納付した記憶があるにもかかわらず、申立期間①から③までの国民年金保険料が未納、申立期間④については、申請免除となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は昭和61年10月30日以降であり、この時点で申立期間①及び②並びに③のうち一部の期間の国民年金保険料は、時効により納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間③について申立人は、「私は、昭和58年頃から体調を崩し思うように仕事ができず、医療費や生活費を負担するため、経済的に苦しく、生活するのが精一杯だった。」と述べており、申立期間④について、「当時私は、体調を崩し入退院を繰り返し働くことができなかつたので、申立期間④の国民年金保険料は納付していなかつたと思う。」と述べている上、同期間について、追納の記録も確認できない。

さらに、申立期間は、138か月、5か月、46か月及び94か月（合計283か月）と長期間であり、これほどの長きにわたって、年金記録の過誤が発生するとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月 1 日から 2 年 8 月 1 日まで

私の申立期間に係る標準報酬月額について、ねんきん定期便により実際の給与額より引き下げて訂正されていることを初めて知った。申立期間において私が経営していた事業所の経営面も最高の時であり、他の期間よりも標準報酬月額が低いはずがないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間の標準報酬月額は、当初、平成元年 10 月及び同年 11 月は 47 万円、同年 12 月から 2 年 7 月までは 53 万円と記録されていたところ、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の 3 年 5 月 7 日付けで、申立期間の全てについて、遡って 41 万円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、A 事業所に係る登記簿から、申立人は、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「社会保険関係の決定権は代表取締役である私が有しており、各種届出書に押印する会社の印鑑も私自身が管理し保管していたので、第三者が印鑑を勝手に使用することはなかった。」と述べており、A 事業所で勤務していた元従業員も、「社会保険関係の決定権は申立人が有していた。」と回答している上、同社の社会保険関係の事務を受託していた事業所は、「社会保険関係の各種届出書に押印する会社の印鑑は事業主である申立人が届出書の記載内容を確認し押印していた。また、事業主に無断で当方が届出書を提出することはなく、事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に届出書の提出について委託された記憶もない。」と述べている。

さらに、A 事業所で勤務していた元従業員 6 人の資格喪失日は、当初、平成 3 年 2 月 21 日と記録されていたところ、申立人の標準報酬月額が遡って訂正処理された同年 5 月 7 日と同日付で同年 1 月 31 日に遡って訂正されていることなどから判断すると、申立人の標準報酬月額の記録訂正の原因となった健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届の提出については、事業所の代表取

締役であり、社会保険の決定権を有していた申立人が関与し、又は知り得る立場にあったものと認められ、社会保険事務所（当時）が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月 21 日から 47 年 2 月 21 日まで
私は、申立期間の脱退手当金を受け取っていないので、同手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険脱退手当金支給報告書によれば、申立人を受給者として申立期間に係る脱退手当金が支給された旨記録されており、同報告書に記載されている脱退手当金の対象期間、支給額及び支給日は、オンライン記録と一致しており、支給額に計算上の誤りは無いなど、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。